

# 周南市一般不妊治療費助成事業の申請について

## 周南市では、所得に関係なく助成を受けることができます。

\* 周南市一般不妊治療費助成事業は、**1年度間**（4月～翌年3月まで）の保険適用の不妊治療（ただし、人工授精、体外受精及び顎微授精（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を含む）を除く。）が対象で、1年度あたり3万円以内で助成します。

\* 助成期間は**通算5年**で、3年目以降は医師が必要と判断した場合に限ります。

チェック欄	申請時にお持ちいただくもの
<input type="checkbox"/>	<b>① 一般不妊治療費助成事業申請書</b> （申請者が記載） ※ご夫婦で1枚の申請書を記入し、振込先はご夫婦どちらかの口座を指定してください。 ※ご夫婦の住所が異なる場合、どちらか一方の住所を有する市へ申請してください。 他方の市に対し、助成金支給の有無を確認する場合があります。
<input type="checkbox"/>	<b>② 一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書</b> （医療機関・薬局が記載） ※保険適用の不妊治療（薬代を含む）が対象で、証明は <b>医療機関や薬局ごとに必要</b> です。
<input type="checkbox"/>	<b>③ 医療機関または薬局発行の領収書原本</b> （保険適用分） ※②の一般不妊治療費助成事業医療機関証明書に記載されている診療期間内の領収書全て
<input type="checkbox"/>	<b>④ 法律上の婚姻をしている夫婦であることと現住所が記載された書類 (申請日の1か月以内に発行されたもの)</b> (例) 住民票（続柄を記載した世帯票） ⑤ <b>申請日において、ご夫婦の最新の所得額及び課税額を証明する書類</b> ※6月以降に申請をする場合は、6月1日以降に所得額及び課税額を証明する書類の発行手続きを行ってください。・課税証明書 ※ご夫婦どちらかの所得がない場合でも証明が必要です。・非課税証明書 ※市外から転入された方は、1月1日の住所地の市町村でなければ交付されませんのでご注意ください

周南市役所市民課、各総合支所、または各支所で取得できます。

## 申請期限

治療を受けた日の属する年度の3月31日までに提出してください。

⑤ 3月31日を過ぎると助成ができませんので、申請期日にご注意ください！

※期限の最終日が土日の場合は、直前の平日が窓口の申請期限です。郵送申請は3月31日消印有効

## 助成金の支払時期

申請から1か月程度かかります。ただし書類に不備がある場合、以前お住まいの自治体に助成歴を照会する場合、申請が混み合っている場合にはこれより時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 申請窓口

<input type="checkbox"/> あんしん子育て推進課	〒745-0005 周南市児玉町1-1	} 0834-22-8550
□新南陽総合支所	〒746-0034 周南市富田1丁目1番1号	
□熊毛総合支所 市民福祉課	〒745-0698 周南市熊毛中央町1-1	0833-92-0013
□コアプラザかの	〒745-0302 周南市大字鹿野上字サヤノ原10910	0834-68-2302